

札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針
～子どもたちのより良い教育環境を目指して～

平成 30 年 4 月
札幌市教育委員会

目次

本編

はじめに	1
1 基本方針について	2
2 札幌市の児童生徒数・学校規模の現状	3
3 学校規模適正化の必要性	5
4 適正な学校規模	6
5 これまでの成果と課題	7
6 見直しの方向性と内容	9
7 新たな学校規模適正化の推進方策	10
8 基本方針の見直し	12

資料編

資料1 札幌市におけるこれまでの学校規模適正化の取組	13
資料2 札幌市の人口の将来見通し（各年10月1日現在）	14
資料3 小学校の規模別状況（平成29年度）	15
資料4 中学校の規模別状況（平成29年度）	16
資料5 小学校配置図（平成29年度）	17
資料6 中学校配置図（平成29年度）	18
資料7 通学距離・学級編制及び定数配置基準	19
資料8 もみじ台地域の学校統合に関するアンケート調査結果	20
資料9 真駒内地域の学校統合に関するアンケート調査結果	21

はじめに

札幌市では、少子化の影響により、児童生徒数の減少とともに1校あたりの学級数が減少する「学校の小規模化」が進んでいます。

学校の小規模化が進むと、効果的なクラス替えができず人間関係が固定化する、多様な価値観に触れる機会が限られる、運動会や学習発表会など大人数で行う教育活動の効果が限定される、配置される教職員も減るため学校運営に支障が出る等、様々な課題が生じる可能性があることが指摘されています。

そのため、札幌市教育委員会では、平成19年12月に「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、この基本方針に基づいて学校規模適正化の取組を進めてきました。

しかし、この約10年間で札幌市の児童生徒数はさらに減少し、学校施設の老朽化も進むなど学校を取り巻く情勢も変化しています。そのため、適正な学校規模の考え方や基準は維持したまま、今後も見込まれる小規模校の増加などに適応できるよう、「札幌市立小中学校適正配置審議会」からの答申を踏まえ、基本方針の見直しを行いました。

子どもたちがたくましく育ち、社会性や協調性のほか、向上心、創造性、多面的思考や公正な判断力などを身に付けるためには、「集団による学びの力」が非常に大きな役割を果たします。

未来を担う子どもたちにとってより良い教育環境を整えるため、札幌市教育委員会はこの新たな基本方針に基づいて、学校規模の適正化を推進します。

1 基本方針について

この基本方針は、小規模化が進む札幌市の小学校と中学校において、学校の小規模化による教育面や学校運営面の課題を解消し、子どもたちにとってより良い教育環境を整えるために実施する、学校規模適正化の取組の基本となるものです。

学校規模適正化の取組は、札幌市教育振興基本計画における施策「教育環境の整備・充実」に位置付けられます。

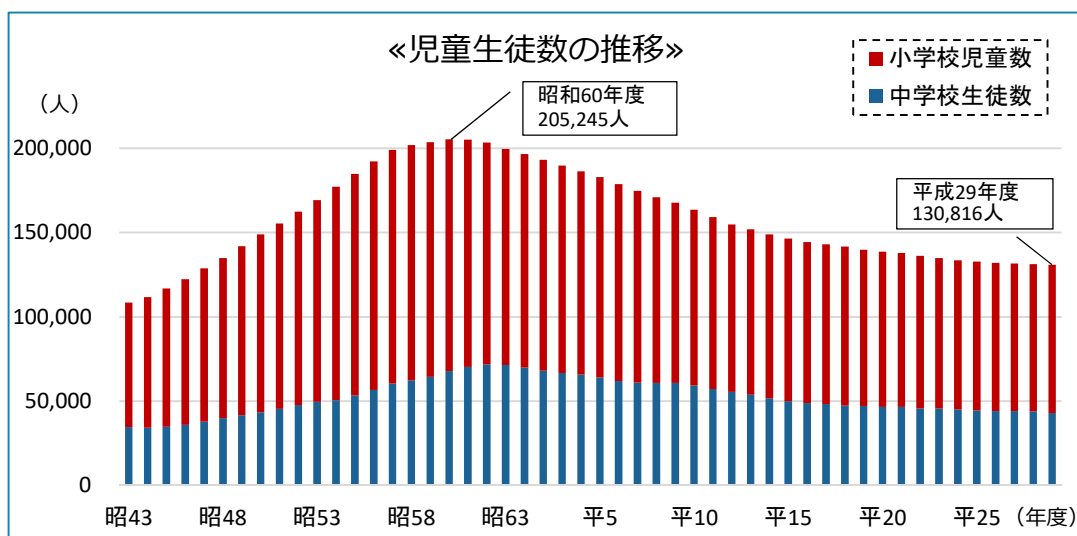
なお、基本方針における児童生徒数及び学級数は各年度5月1日現在とし、分校及び特別支援学級は除くほか、小規模特認校は、恵まれた自然環境の中で心身の健康増進を図るとともに、特色ある教育を実践するため例外的に通学区域の弾力的運用を行う学校であるため、この基本方針の対象には含みません。

2 札幌市の児童生徒数・学校規模の現状

(1) 児童生徒数の推移

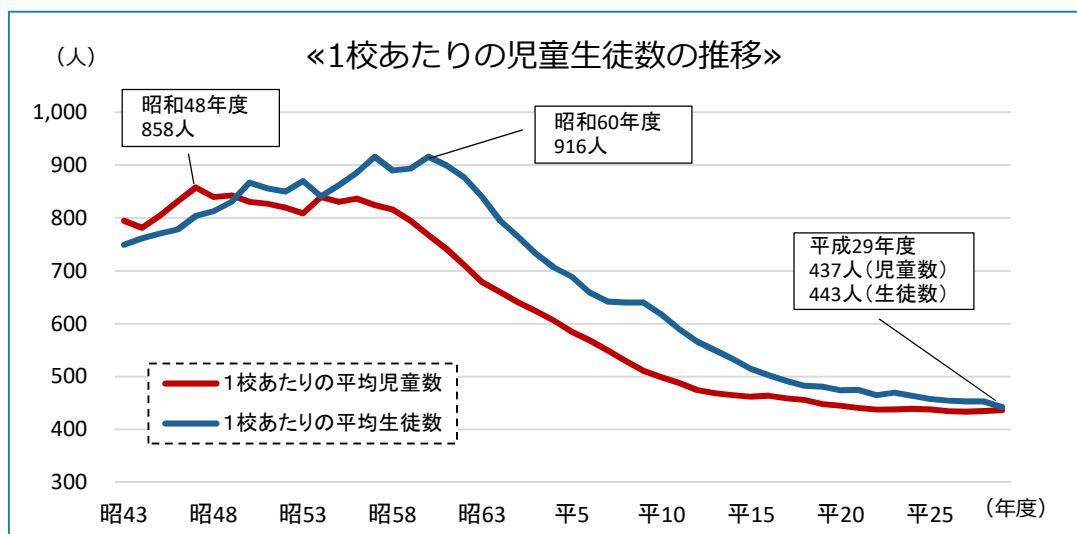
札幌市は、冬季オリンピック大会の開催や政令指定都市への移行があった昭和 47 年頃から児童生徒数が急増し、昭和 60 年度には約 21 万人まで増えましたが、その後は年々減少し、今ではピーク時の3分の2以下の約 13 万人まで減少しています。

さっぽろ未来創生プラン策定時に推計した将来推計人口では、出生数の多い年齢層（25～39 歳）の減少などの要因から年少人口の減少が予測されており、児童生徒数の減少は今後も続くことが見込まれます。



(2) 1校あたりの児童生徒数の推移

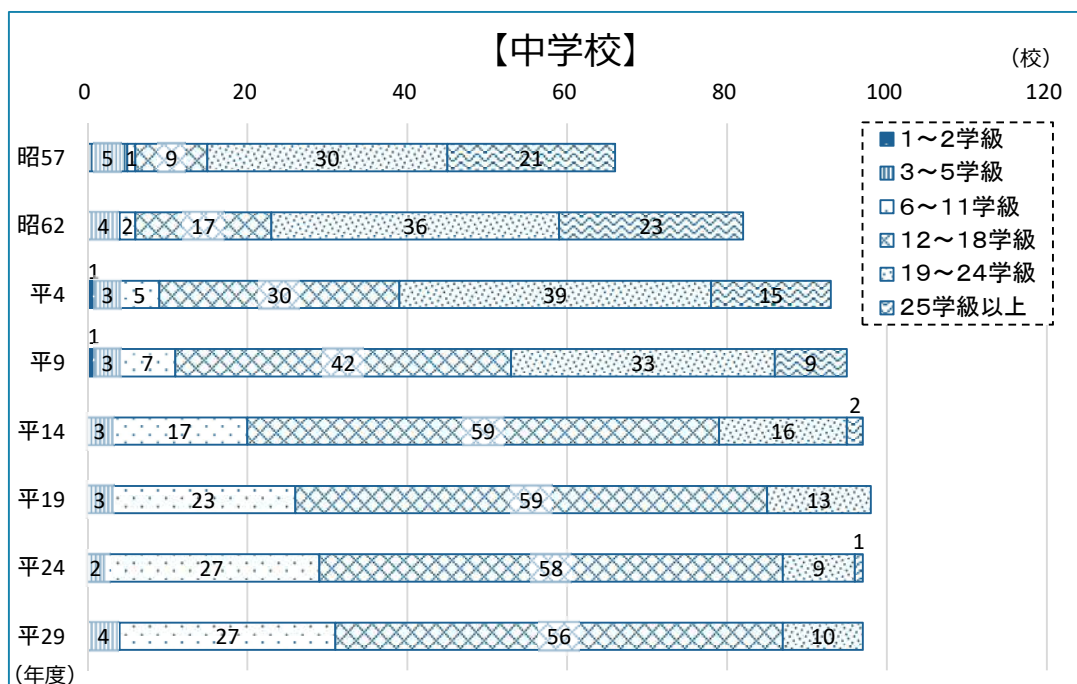
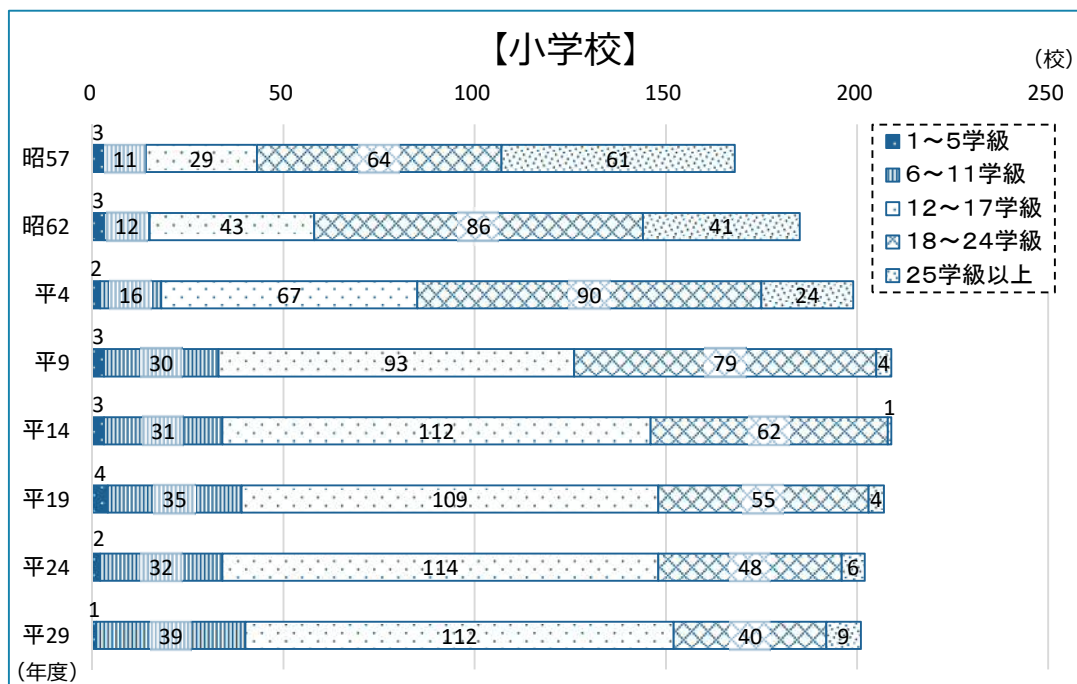
ピーク時には、小学校は1校あたり平均850人、中学校は1校あたり平均900人を超えていましたが、現在では小学校、中学校ともに1校あたり平均450人を下回っています。



(3) 学校規模の推移

小学校は、学校統合による学校規模の適正化を進めていますが、児童数の減少も続いているため、小規模校¹の数は少しずつ増加しています。

一方、中学校は、小規模校の数はほぼ横ばいで推移していますが、6～11 学級の学校は少しずつ増加しており、中学校も小規模化が進行しています。



¹ 【小規模校】この基本方針においては「4 適正な学校規模」で定める適正な学校規模を下回る学校を指す。具体的には12学級未満の小学校と6学級未満の中学校が該当する。

3 学校規模適正化の必要性

小規模な学校は、家庭的な雰囲気の中で、教員が子どもたち一人ひとりにきめ細かく関わりやすいなどの長所がある一方で、教育面や学校運営面において、次のような課題が生じる場合もあります。

これらの課題を解消し、子どもたちにとってより良い教育環境を整えるためには、学校規模の適正化を進める必要があります。

(1) 教育面における課題

- 子どもたちの実態に応じたクラス替えが困難であるため、人間関係が固定化し、望ましい人格形成に必要な集団活動の機会が限定されます。
- 運動会や学習発表会などの学校行事において、種目や演目が限られ、切磋琢磨する機会が減り、表現の幅が狭まるなど、教育効果が上がりにくくなります。
- 1学年1学級の場合、入学から卒業まで同一学級で過ごすため、子どもたちの役割が固定しがちになり、学習活動や特別活動において活気が生まれにくくなります。
- 課題別などの小集団を作って授業を進める際に、指導者の確保が困難になります。
- 子どもたちの興味・関心に対応した部活動やクラブ活動の設定、指導者の確保が困難になります。
- 子どもたちの成長の過程においては大人との出会いも重要です。また、教職員の人数が少ないことで、多面的に子どもたちの良さに気づき、支援する機会が減少します。
- 日々の学校生活の中で、様々な考え方や価値観に出会い、触発を受けることで自分を見つめ直したり、互いを尊重しながら調整し昇華させたりなど、社会性や協調性、コミュニケーション能力を伸ばす機会が限られます。

(2) 学校運営面における課題

- 教員の業務内容は、学校規模によって大きく変わらないため、学校規模が小さくなることで、相対的に教員一人ひとりの業務負担が増大します。
- 小学校においては同学年の担任同士による相談や授業研究の機会が限られ、中学校においては専門性を有した教科担任を十分に配置できないことがあります。
- 運動会や修学旅行などの行事において、児童生徒の安全・安心の確保や円滑な運営に必要な体制を整備しにくくなります。
- PTA活動において、保護者数が少ないため、行事運営や組織活動における担い手が不足しやすくなります。

4 適正な学校規模

本市では、子どもたちの教育面や学校運営面から総合的に検討し、適正な学校規模は以下のとおりとしています。

小学校	18～24 学級（1 学年 3～4 学級）、 少なくとも 12 学級以上（1 学年 2 学級以上）
中学校	12～18 学級（1 学年 4～6 学級）、 少なくとも 6 学級以上（1 学年 2 学級以上）

（1）小学校における観点

- 卒業までの6年間で複数回のクラス替えを行うことが一般的であるため、1学年に3～4学級程度あることで、効果的にクラス替えを実施することができます。
- 教職員の体制が充実することで、同学年の教員による指導面の連携や協力が可能になるほか、登下校時や緊急時における体制づくりも行いやすくなります。また、子どもたちの主体性を育むクラブ活動や委員会活動にも広がりが出てきます。
- 一方、学校規模が大きい場合、体育館や特別教室²など学校施設面での制約が生じ、カリキュラムの編成や学校行事に影響することもあります。
- これらの観点を考慮すると、より良い教育環境を実現するためには、1学年3～4学級程度の学校規模が望まれます。

（2）中学校における観点

- 学校規模が小さい場合、1人の教員が複数教科を担当する場合は生じるほか、指導時数が多い国語、社会、数学、理科、英語（以下「5教科」という。）において1人の教員が複数の学年を担当することで、教科指導業務が増加し、その他の生徒指導業務や生活指導業務の時間が減るなどの負担が生じることがあります。
- 重要な教育活動の一つである部活動においては、一定の学校規模があることで、チーム編成がより充実し、指導者もより確保しやすくなります。
- 一方、学校規模が大きい場合、1つの学年の同一教科を複数の教員が指導することで、授業に関する情報交換や進捗についての調整業務が新たに生じるほか、特別教室の利用や学校行事の実施に影響することもあります。
- これらの観点を考慮すると、学年単位での活動が多い中学校においては、5教科の教員が、それぞれ専門教科の指導において1つの学年を受け持ちやすくなる1学年4～6学級程度の学校規模が望まれます。

² 【特別教室】理科・図工・音楽など、学習に特別の設備を必要とする教科の授業を行うための設備がある教室のこと。

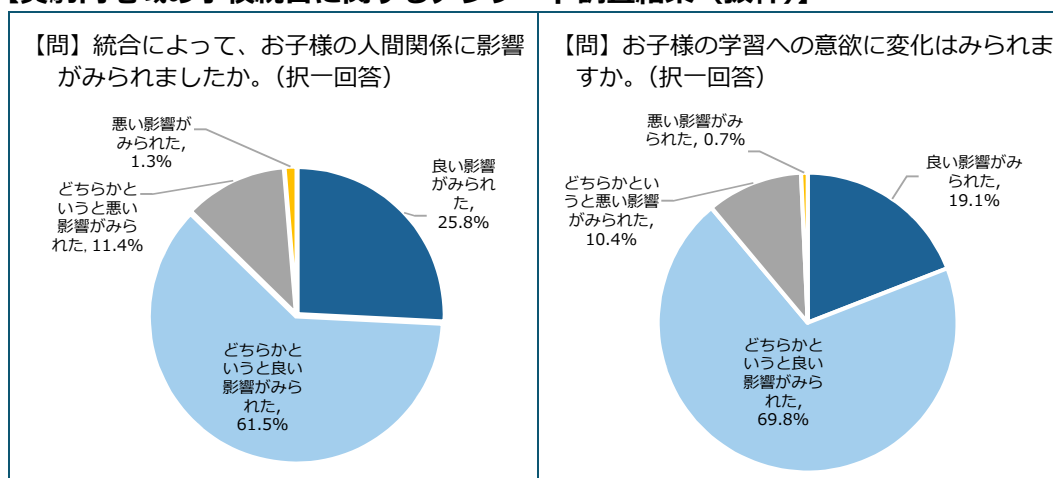
5 これまでの成果と課題

本市では、基本方針策定以降、これまでに11校において学校規模適正化の取組が完了し、特に1学年1学級に満たない6学級未満の小学校及び3学級未満の中学校は、この10年間の取組によって3校減少しています。

また、もみじ台地域や真駒内地域の統合新設校で実施したアンケート調査結果を分析したところ、8割以上の保護者が、統合後の子どもたちの人間関係や学習意欲の変化について肯定的な回答をするなど、教育面においても効果が挙がっています。

※ アンケート結果の詳細については、資料編 20、21 ページ参照

【真駒内地域の学校統合に関するアンケート調査結果（抜粋）】



このことから、子どもたちにとってより良い教育環境を整備するためには、今後も学校規模適正化の取組を進めるべきですが、効果的に進めるためには以下のような課題や情勢の変化に対応する必要があります。

【課題①】 少子化に伴う小規模校の増加

上記の通り、これまで11校において取組が完了した一方、小規模校の増加が学校規模適正化の取組の速度を上回っているため、平成29年度現在で小規模校は基本方針策定時より2校増加し、今後もさらなる増加が見込まれています。

また、これまでの基本方針では、小規模校のうち早急に対応が必要な「現在6学級未満の小学校」と「現在6学級未満の中学校」のほか、「12学級未満となる見込みの小学校で、地理的にその校区が隣接する場合」と「6学級未満となる見込みの中学校で、地理的にその校区が隣接する場合」を対象校としていました。

地理的に校区が隣接していない小規模校は平成29年度現在で15校ありますが、隣接校の状況にかかわらず小規模校が抱える教育面や学校運営面の課題は同じであり、今後はこれらの学校においても取組を検討する必要があります。

また、同様の理由から、徒歩や公共交通機関では通学が困難な地域においても、取組を検討する必要があります。

【課題②】小規模校検討委員会の検討期間の長期化と参加者負担の増大

学校規模適正化の取組にあたっては、検討地域ごとに保護者や地域の方々、学校関係者などから構成される「小規模校検討委員会」を設置し、具体的な方策を検討しています。

学校・地域・行政が連携しながら多角的に検討することで円滑な取組が実現する一方、統合校の位置などの重要事項をはじめから検討していることに加え、取組地域の状況が複雑化していることなどに伴い、検討期間が長期化し、検討委員会に参加している方々の負担が大きくなっています。

検討期間の長期化によって、対象校の更なる小規模化が進むほか、不確定な状態が長引くことで保護者の方々などの不安を招くこともあるため、今後の取組においては、できるだけ迅速に検討を進める必要があります。

6 見直しの方向性と内容

「5 これまでの成果と課題」を受け、札幌市教育委員会では、平成 29 年 3 月に外部有識者による「札幌市立小中学校適正配置審議会」を設置し、基本方針の見直しについてご審議いただきました。

そして、札幌市教育委員会は審議会からの答申を踏まえ、今後も未来を担う子どもたちにとってより良い教育環境を整えていくため、これまでの適正な学校規模の考え方や基準は維持したまま、次の 3 つの方向性のもと、基本方針の見直しを行いました。

①学校規模適正化の取組対象校を拡大する
【取組の対象校】 ○校区の隣接を求める条件を削除し、適正な学校規模を下回るすべての学校を対象とすることで、取組対象校を拡大します。 【通学区域】 ○徒歩や公共交通機関では通学が困難な地域においても、スクールバス ³ 等の導入を検討することで、学校規模適正化の取組を可能とします。
②少子化に伴う小規模校の増加に対応するため、学校規模適正化の取組を加速させる
【取組地域の設定】 ○おおむね 5 年ごとに定める地域選定プランによることなく、順次取組地域を設定することで、取組を加速させます。なお、設定にあたっては、すべての学年が 1 学級以下となり、学校規模による課題がより大きいと考えられる 6 学級以下の小学校及び 3 学級以下の中学校を優先的に検討します。 ○取組を希望する地域からの意見や提案も取組地域の設定にあたって考慮することで、取組を加速させます。 【検討体制】 ○「小規模校検討委員会」の名称を実態に合わせて「学校規模適正化検討委員会」に改めるとともに、検討のたたき台となる案を教育委員会が示すことで、検討のポイントを明確にし、議論の迅速化と参加者の負担軽減を図ります。
③その他、学校を取り巻く情勢の変化と基本方針の適応を図る
【学校施設】 ○「札幌市市有建築物の配置基本方針」に基づいて、小学校の改築や改修を伴う場合は、児童会館やまちづくりセンターなどとの複合化を検討します。 ○「札幌市学校施設維持更新基本計画」に基づき進めている学校の改築や改修時期にも配慮しながら取組地域を設定することで、施設面からも学校規模適正化による教育効果の発揮を図ります。 【その他配慮事項】 ○「札幌市市有建築物の配置基本方針」を踏まえ、使用しなくなる施設の跡活用検討の考え方を示します。

³ 【スクールバス】児童生徒の通学を目的として運行されるバスのこと。

7 新たな学校規模適正化の推進方策

小学校や中学校の小規模化が進む中で、未来を担う子どもたちにとってより良い教育環境を整えるため、学校の統合または通学区域の変更などによって、次のとおり学校規模の適正化を進めます。

(1) 取組の対象校

「4 適正な学校規模」において定める学校規模を下回るすべての学校を対象とします。

- ア 現在 12 学級未満、または 12 学級未満となることが見込まれる小学校
- イ 現在 6 学級未満、または 6 学級未満となることが見込まれる中学校

(2) 取組地域の設定

次に掲げる観点等を総合的に考慮しながら、順次地域を設定し取組を進めます。

- ア 現在及び将来の学級数
(6 学級以下の小学校及び 3 学級以下の中学校を優先的に検討します。)
- イ 隣接校の状況 (学校規模・通学区域)
- ウ 通学区域及び地理的条件
- エ 取組を希望する地域からの意見や提案

(3) 検討体制

取組地域ごとに保護者や地域の方々、学校関係者などから構成される「学校規模適正化検討委員会」を設置し、学校規模の適正化を進めるための諸事項について、教育委員会が示す案を基に、学校・地域・行政が連携しながら具体的な方策を検討します。

(4) 通学区域

通学区域の設定にあたっては、徒歩による通学を基本とし、徒歩通学の目安は、小学校はおおむね 2 km 以内、中学校はおおむね 3 km 以内としています。

通学距離が上記を超える場合は、公共交通機関を活用した通学を原則とし、最寄り駅やバス停からの距離等を考慮し公共交通機関による通学が困難と教育委員会が認める地域においては、スクールバス等その他の手段も検討します。

(5) 学校施設

札幌市における公共施設の長寿命化や複合化の取組を踏まえ、既存の学校施設を可能な限り活用するとともに、小学校の改築や改修を伴う場合は、1小学校区につき1館の考え方で進めている児童会館との複合化を検討し、その他まちづくりセンターなどとの複合化も検討します。

また、学校の改築や改修時期にも配慮しながら取組地域を設定することで、施設面からも学校規模適正化による教育効果の発揮を図ります。

(6) その他の配慮事項等

ア 地理的条件等への配慮

取組にあたっては、連合町内会など地域との一体性や区界・主要幹線道路・河川・鉄道等の地理的条件を考慮しながら進めます。

イ 通学の安全

取組によって通学路の変更を伴う場合も、通学路や通学距離の実態を把握し関係機関と連携するなど、通学の安全確保に配慮します。

ウ 積極的な周知

学校規模適正化の取組状況は、保護者への配布物や町内会の回覧、教育委員会のホームページなどを通じて、広く周知します。

また、学校規模適正化の意義や成果についても積極的に発信することで、市民の理解を深め、関心を高めながら取組を進めます。

エ 児童生徒への配慮

取組にあたっては、児童生徒の意見を聞く機会を設け、また、学校行事を通じた対象校同士の交流等を行うことで、新たな学校に前向きな気持ちで通えるよう配慮します。

オ 児童生徒数の動向把握と対応

宅地やマンション等の開発動向を的確に捉え、児童生徒数を慎重に推計しながら、学校規模適正化の取組を進めます。

また、児童生徒数が増加している学校については、推計を注視しながら、必要に応じて施設の増築や通学区域の変更などを検討します。

カ 使用しなくなる施設の跡活用検討

統合後に使用する学校施設が決定したのち、使用しなくなる施設については、全市的な視点から、民間による活用（売却など）も含めた活用を検討します。

キ 他の教育施策との整合

学校規模適正化の取組を進めるにあたっては、札幌市の他の教育施策とも整合を図ります。

8 基本方針の見直し

この基本方針は、学級編制基準の改正などの教育制度に変更がある場合や、市民ニーズの変化などの社会情勢を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

資料編

資料1 札幌市におけるこれまでの学校規模適正化の取組

年月	地域	統合新設校	統合対象校
平成 11 年 8 月	「札幌市立学校適正規模検討懇談会」設置		
平成 12 年 5 月	「札幌市立小・中学校の適正規模及び適正配置について」（意見提言）		
平成 16 年 4 月	都 心 部	資生館小学校 (19)・571)	創成小学校 (6)・108)
			大通小学校 (6)・145)
			豊水小学校 (6)・121)
			曙小学校 (7)・203)
平成 16 年 12 月	「札幌市学校規模適正配置検討懇談会」設置		
平成 17 年 11 月	「札幌市の小中学校における学校規模適正配置のあり方について」（意見提言）		
平成 19 年 12 月	「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針」策定		
	「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する地域選定プラン[第 1 次]」策定		
平成 23 年 4 月	もみじ台	もみじの丘小学校 (14)・449) もみじの森小学校 (16)・506)	みずほ小学校 (7)・193)
			もみじ台西小学校 (13)・418)
			もみじ台小学校 (7)・190)
			もみじ台南小学校 (7)・222)
平成 23 年 4 月	東 米 里	(米里小学校に統合)	東米里小学校 (1)・5)
		(米里中学校に統合)	東米里中学校 (2)・4)
平成 24 年 4 月	真 駒 内	真駒内公園小学校 (13)・427)	真駒内曙小学校 (11)・283)
			真駒内小学校 (6)・166)
		真駒内桜山小学校 (23)・726)	真駒内南小学校 (12)・316)
			真駒内緑小学校 (12)・418)
平成 25 年 3 月	「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する地域選定プラン[第 2 次]」策定		
平成 28 年 4 月	豊 滝	(簾舞小学校に統合)	豊滝小学校 (2)・7)
平成 31 年 4 月	上 野 幌 青 葉	(仮称) 上野幌南地区新設小学校	上野幌西小学校 (6)・167)
			上野幌東小学校 (12)・332)
平成 32 年 4 月 (予 定)	上 野 幌 青 葉	(仮称) 上野幌・青葉地域北側地区新設小学校	上野幌小学校 (6)・172)
			青葉小学校 (10)・244)
平成 31 年 4 月	石 山	石山緑小学校	石山小学校 (7)・186)
			石山南小学校 (9)・228)
平成 33 年 4 月 (予 定)	芸 術 の 森	(仮称) 芸術の森地区新設小学校	常盤小学校 (12)・329)
			石山東小学校 (6)・119)
平成 29 年 3 月	「札幌市立小中学校適正配置審議会」設置		
平成 29 年 11 月	「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針の見直し」（答申）		

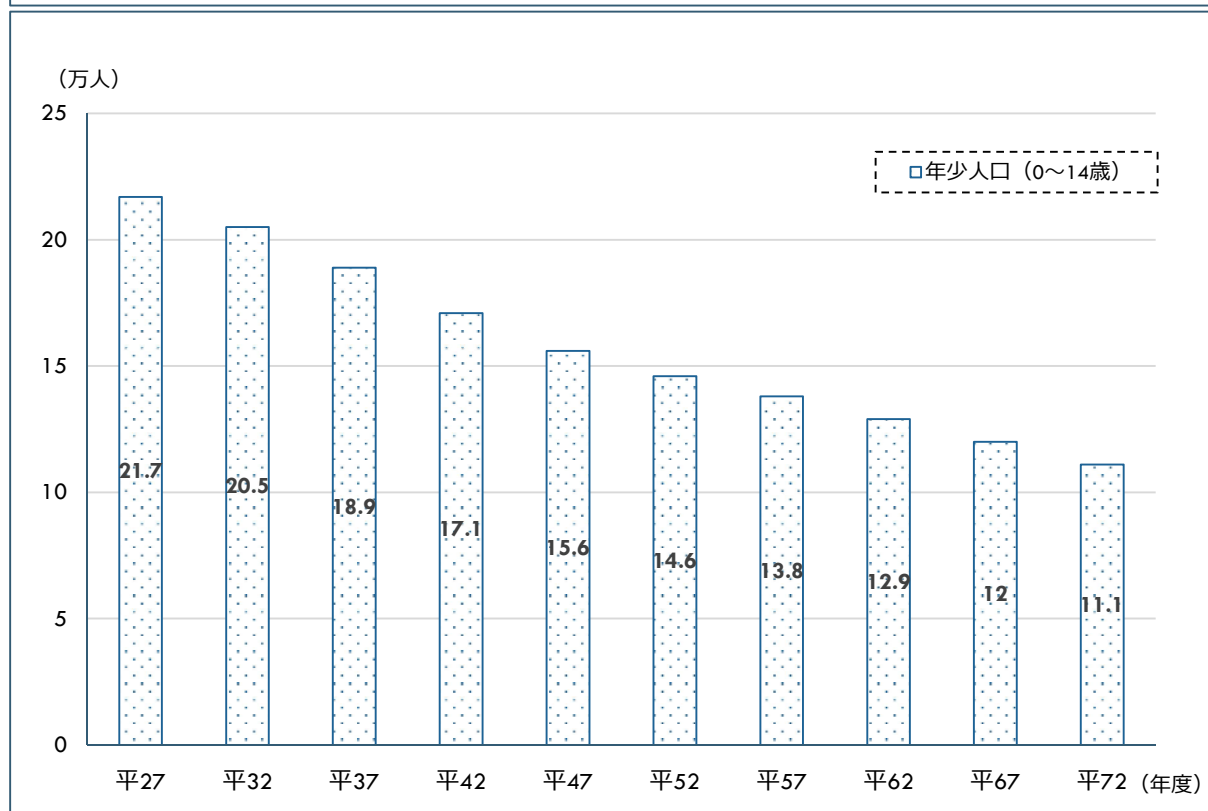
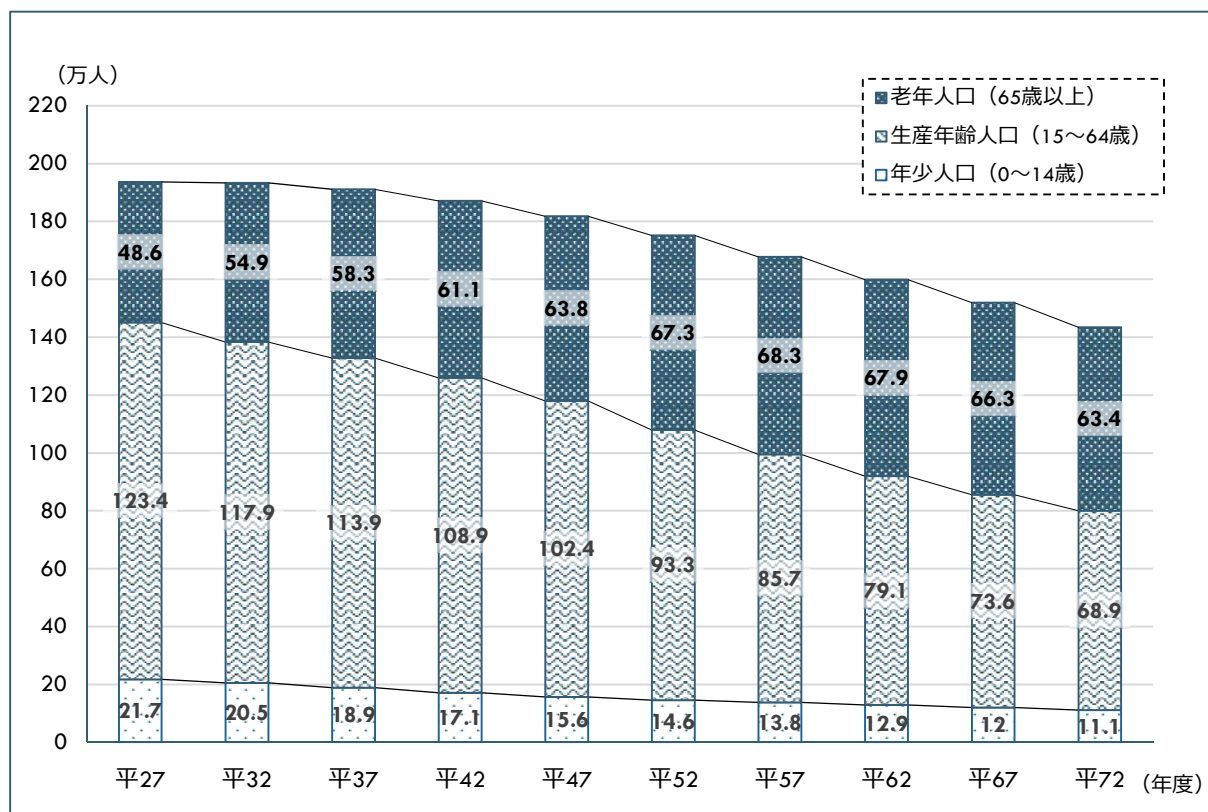
※ 学校名横、かっこ内の丸数字は学級数、半角数字は児童生徒数（いずれも特別支援学級を除く）

※ 学級数及び児童生徒数は、統合新設校は統合初年度、統合対象校は統合直前の年度、現在検討中の学校は平成 29 年度の 5 月 1 日現在

※ 学校の新設を伴わない統合は、「統合新設校」の列にかっこ書きで表記

資料2 札幌市の人口の将来見通し（各年10月1日現在）

出典：さっぽろ未来創生プラン



※「札幌市まちづくり戦略ビジョン」策定時（平成25年）に推計した平成47年（2035年）までの将来人口推計を、平成72年（2060年）まで延長した将来推計人口

資料3 小学校の規模別状況（平成29年度）

	学校規模 1～5学級	学校規模 6～11学級	学校規模 12～17学級	学校規模 18～24学級	学校規模 25学級以上																													
	1校 (0.5%) 39人 (0.0%) 4学級 (0.1%)	39校 (19.4%) 8,155人 (9.3%) 328学級 (11.3%)	112校 (55.7%) 46,144人 (52.5%) 1,532学級 (53.0%)	40校 (19.9%) 25,460人 (29.0%) 791学級 (27.3%)	9校 (4.5%) 8,056人 (9.2%) 238学級 (8.2%)																													
40校			大倉山 354 山鼻南 301 城北 312 新等似北 394 新等似南 377																															
35校			北橋 335 新等似緑 424 北光 312 栄 361 北 287 本町 323 伏古 390 東橋 306 本郷 311 東白石 401																															
30校			平和通 379 菊水 394 厚別通 402 上野橋東 332 厚別東 231 もみじの丘 295 もみじの森 347 豊平 408 西園北 314 清田 365 北野 385 北野平 302 平岡 324																															
25校			二季 477 北九条 503 光橋 473 太平 457 あいの里西 428 栄北 505 南橋 457																															
20校			藤岩 319 常盤 329 藤岩北 330 南の沢 444 逢川南 341 藤野南 350 新橋 435 新等似南 379 拓北 412 太平南 336 礼倉 387 北園 436 白橋 431 橋東 461 山鼻 505 栄東 537 滝城 523 栄南 545 関成 547 白石 518 共栄 498 月寒 527 日新 623 中央 568																															
15校			三島山 238 藤橋 341 南白石 188 上野橋 172 上野橋西 167 あやめ野 163 西白石 173 南白石 188 上野橋 172 上野橋西 167 あやめ野 163																															
10校			西白石 173 南白石 188 上野橋 172 上野橋西 167 あやめ野 163 三島山 238 藤橋 341 南白石 188 上野橋 172 上野橋西 167 あやめ野 163																															
5校			三島山 238 藤橋 341 南白石 188 上野橋 172 上野橋西 167 あやめ野 163 西白石 173 南白石 188 上野橋 172 上野橋西 167 あやめ野 163																															
学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
校数	0	0	0	1	0	13	4	2	4	6	10	45	17	11	18	10	11	10	11	10	11	9	3	4	1	2	3	3	0	2	1	0	0	0

学校数 201 校 児童数 87,854 人

(注) 児童数、学級数は平成29年5月1日時点での数値（国立、私立、特別支援学級を除く）

資料4 中学校の規模別状況（平成29年度）

	学校規模 1～5学級	学校規模 6～11学級	学校規模 12～18学級	学校規模 19～24学級	学校規模 25学級以上																							
	4校 (4.1%) 333人 (0.8%) 16学級 (1.3%)	27校 (27.8%) 7,670人 (17.9%) 235学級 (18.6%)	56校 (57.7%) 27,336人 (63.6%) 799学級 (63.2%)	10校 (10.3%) 7,623人 (17.7%) 214学級 (16.9%)	0校 (0.0%) 0人 (0.0%) 0学級 (0.0%)																							
15校																												
10校			光陽 379 太平 360 榎路西 384 榎東 430 平岸 384 綾陽 409 中の島 401	柏 505 新川西 506 札苗 478 元町 497 新琴似北 452 栄町 477 屯田中央 428 日章 475 新琴似 514 東栄 467 東白石 462 札幌 514 米里 436 厚別 464 栄南 498																								
5校	福移 58 定山溪 18	丘珠 219 中島 198 あやめ野 222 もみじ台南 157 北野台 224 石山 227 常盤 222 もみじ台 244	山鼻 294 宮の森 330 中央 331 上篠路 327 新川 335 美香保 295 信濃 364 北栄 376 藤野 386 平岡中央 460 真栄 493 月寒 547 柏丘 576 厚別南 595 上野幌 297 西岡 350 明園 333 南が丘 378 八軒 413 澄川 442 宮の丘 503 539 587 564 587 628 672	平岡緑 410 西岡北 431 東月寒 495 白石 511 北辰 554 北陽 559 厚別北 585 八条 585 伏見 634 あいの里東 629 北都 644	啓明 803 屯田北 831 北白石 761																							
学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
校数	0	0	2	0	2	4	5	1	6	7	4	12	9	13	8	5	6	3	2	1	1	4	1	1	0	0	0	0

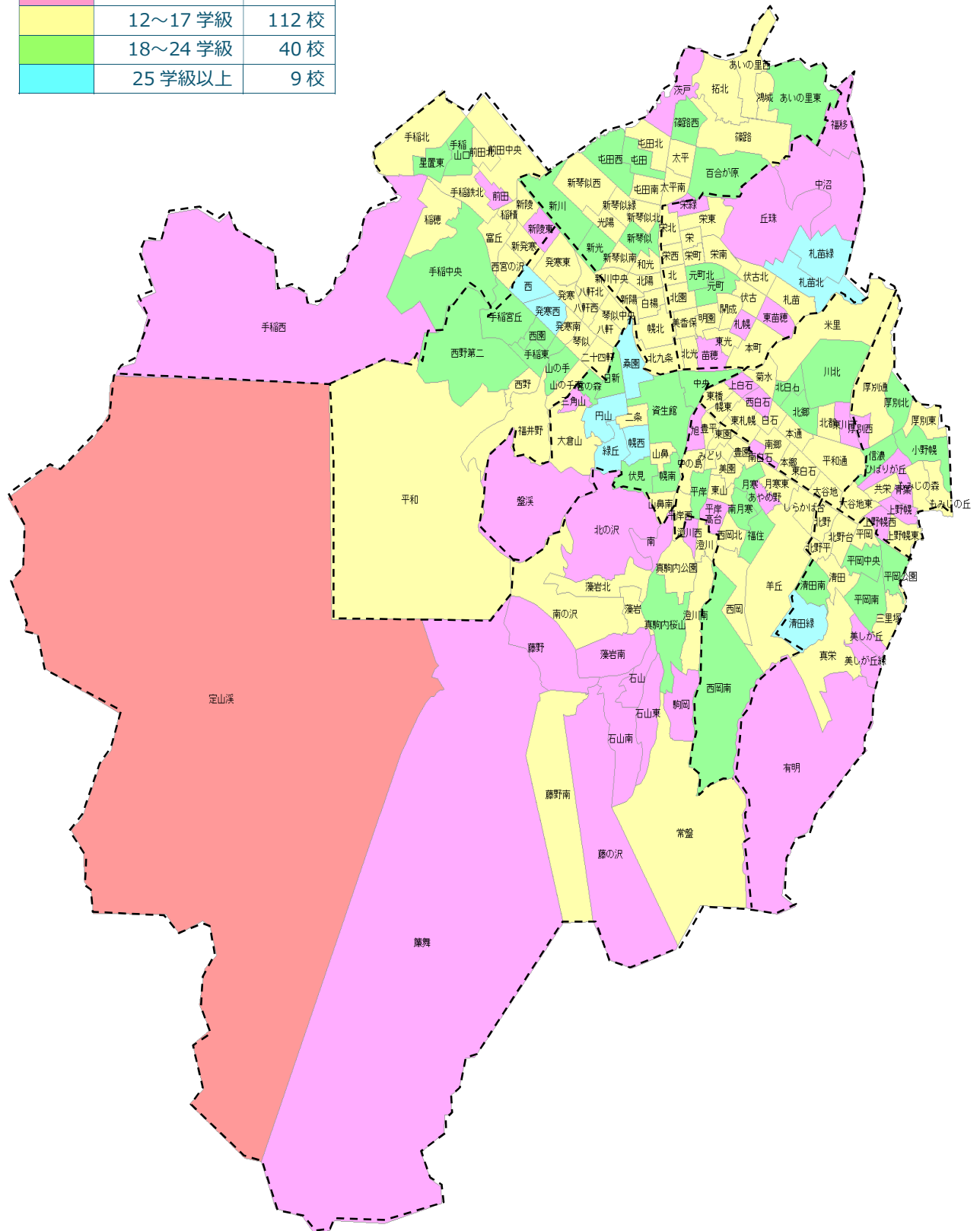
学校数 97 校 生徒数 42,962 人

(注) 生徒数、学級数は平成29年5月1日時点での数値（国立、私立、特別支援学級を除く）

資料5 小学校配置図（平成 29 年度）

【学級数】

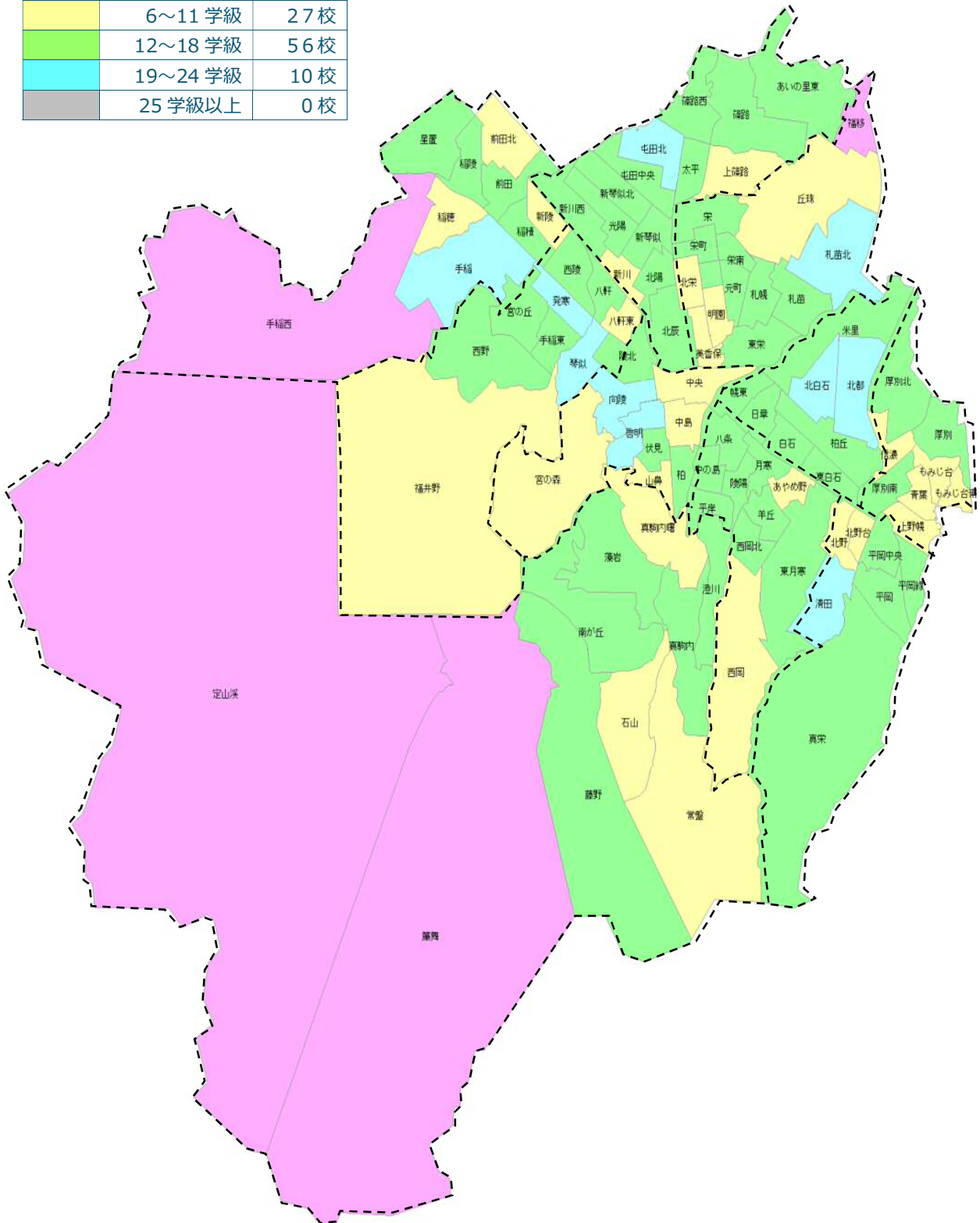
	1～5 学級	1 校
	6～11 学級	39 校
	12～17 学級	112 校
	18～24 学級	40 校
	25 学級以上	9 校



資料6 中学校配置図（平成29年度）

【学級数】

	1～2学級	0校
	3～5学級	4校
	6～11学級	27校
	12～18学級	56校
	19～24学級	10校
	25学級以上	0校



資料7 通学距離・学級編制及び定数配置基準

(1) 通学距離

	小学校	中学校
国の基準	おおむね 4 km 以内	おおむね 6 km 以内
札幌市の基準	おおむね <u>2 km</u> 以内	おおむね <u>3 km</u> 以内

(2) 学級編制基準及び教職員定数配置基準

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を標準として、通常の学級については以下のとおり定めています。

ア 学級編制基準

小学校第1学年	その他の学年
1学級 35人	1学級 40人

※ 小学校第2学年及び中学校第1学年は、1学級35人等の「少人数学級実践研究事業」を実施している（平成29年4月現在）。

イ 教員定数配置基準

学級数	1		2	3		4	5	6		7	8	9	10	11
	併置校	単置校		単置校 で15人 以下は 併置校 で37人	併置校 で16人 以上は 併置校 で38人			100人 以下	101人 以上					
小学校	2		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
中学校	3	4	6	9		9	10	11		13	15	16	18	20

学級数	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
小学校	15	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	28	29
中学校	21	22	23	25	26	28	30	31	33	35	36	38	39

※ 上の表は、校長と教員の合計人数を示しており、養護教諭、栄養教諭、学校事務職員等の教職員は含まれません（特別支援学級のみを設置する分校についても適用）。

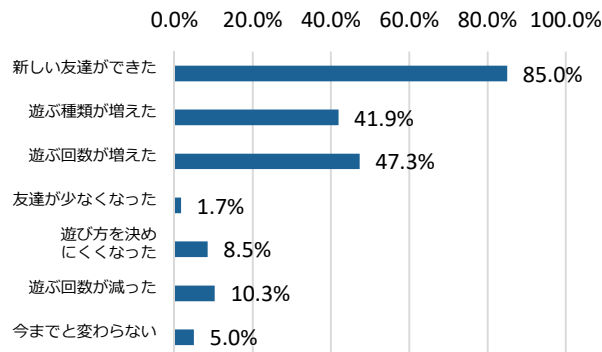
資料8 もみじ台地域の学校統合に関するアンケート調査結果

対 象 もみじの丘小学校及びもみじの森小学校に在籍する2年生から6年生までの
児童及びその保護者

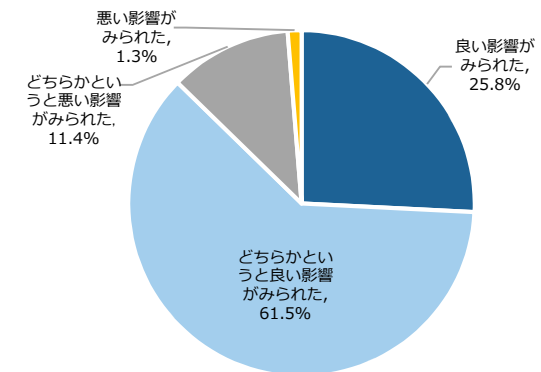
調査時期 平成24年3月

回答者数 児童804人 保護者547人

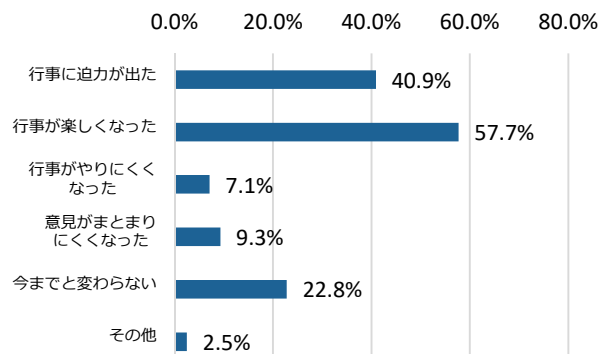
【児童】人数が増えたことで、友達や遊びについて変わったことはありますか。(複数回答)



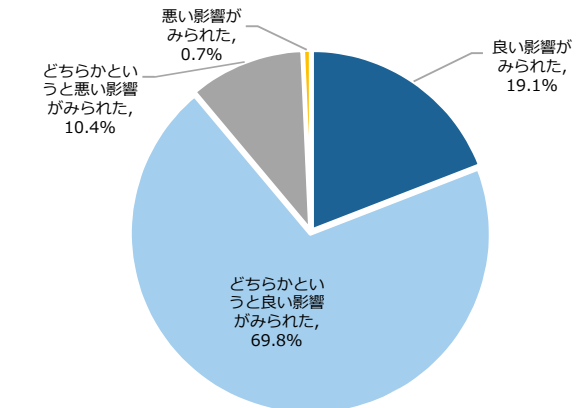
【保護者】統合によって、お子様の人間関係に影響がみられましたか。(択一回答)



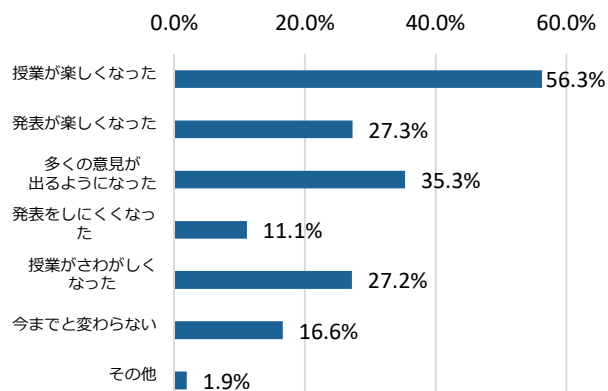
【児童】運動会や学習発表会(学芸会)などの行事の様子は変わりましたか。(複数回答)



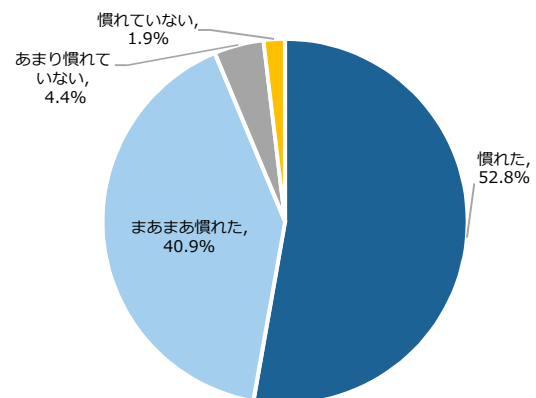
【保護者】お子様の学習への意欲に変化はみられますか。(択一回答)



【児童】授業の様子は変わりましたか。(複数回答)



【保護者】通学距離が延びたことについて、お子様は慣れたように感じますか。(択一回答)



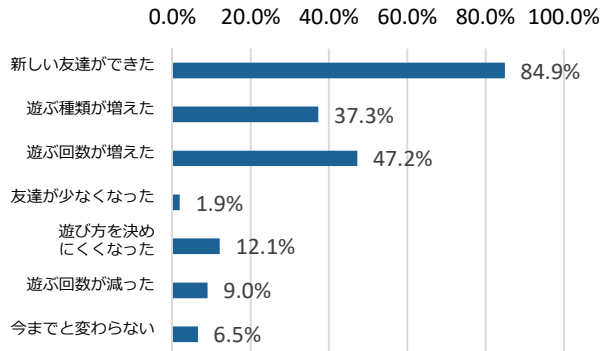
資料9 真駒内地域の学校統合に関するアンケート調査結果

対 象 真駒内公園小学校及び真駒内桜山小学校に在籍する2年生から6年生までの
児童及びその保護者

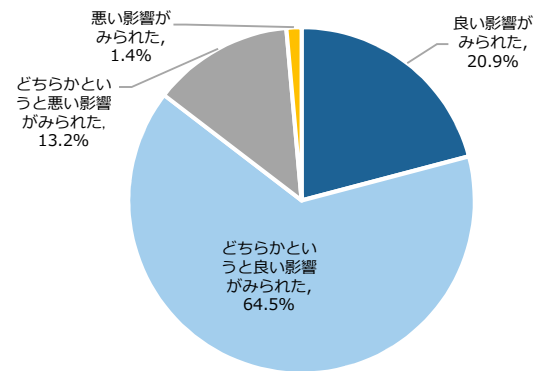
調査時期 平成25年3月

回答者数 児童954人 保護者920人

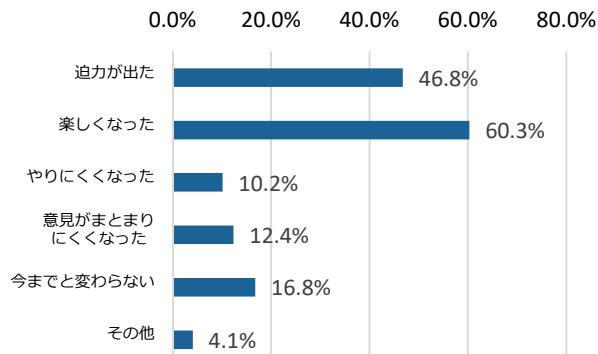
【児童】人数が増えたことで、友達や遊びについてどのように変わりましたか。(複数回答)



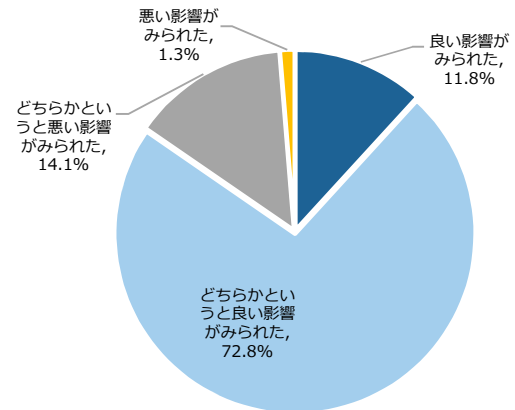
【保護者】統合によって、お子様の人間関係に影響がみられましたか。(択一回答)



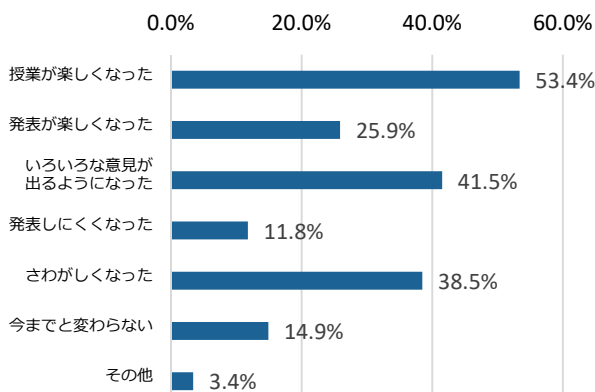
【児童】運動会や学習発表会(学芸会)などの行事の様子は変わりましたか。(複数回答)



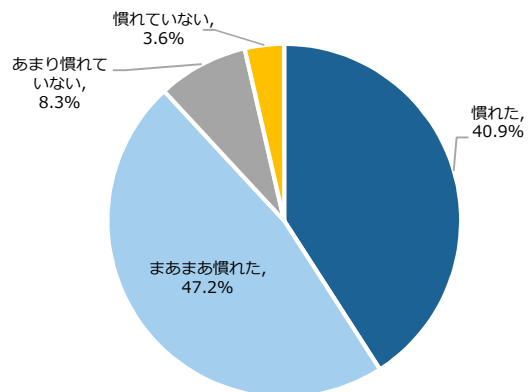
【保護者】お子様の学習への意欲に変化はみられますか。(択一回答)



【児童】授業の様子は変わりましたか。(複数回答)



【保護者】通学距離が延びたことについて、お子様は慣れたように感じますか。(択一回答)



札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針

平成 30 年（2018 年）4 月発行

発行：札幌市教育委員会 生涯学習部 学校施設課 学校規模適正化担当

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 5 階

電話：011-211-3836 FAX：011-211-3837

Eメール：gakkokibo@city.sapporo.jp



市政等資料番号	01-S01-18-785
---------	---------------